

<p>事務費</p>		<p>事務費 工事費（工事雑費を除く。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。 なお、第2号から第5号の場合において、それぞれの号の前号において算出される最高額に満たないときは、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 工事費が 1,000万円以下 の場合 1,000分の45</p> <p>(2) 工事費が 1,000万円をこえ3,000万円以下の場合 1,000分の25</p> <p>(3) 工事費が 3,000万円をこえ30,000万円以下の場合 1,000分の20</p> <p>(4) 工事費が30,000万円をこえ50,000万円以下の場合 1,000分の15</p> <p>(5) 工事費が50,000万円をこえる場合 1,000分の10</p>	<p>認められる費用及び補助事業者の経常的職員に対する給料、諸手当等は含まれないものとする。</p> <p>8 「事務費」とは、補助事業者において当該補助事業の施工のため直接必要な事務に要する費用であって、職員旅費、消耗品費、備品費、通信運搬費、印刷製本費、監督料等の人件費及び物件費の合計額をいう。</p> <p>ただし、この事務費には委員会費、協議会費等の間接的に必要と認められる費用及び当該地方公共団体の経常的職員に対する給料、職員手当は含まないものとする。</p>
------------	--	--	--

(2) 請負施工の場合

1 費目	2 種目	3 細分	4 算 定 方 法	5 説 明
工事費	1 本 工事費	材料費 労務費 直接経 費 共通仮 設費	<p>直接工事費のうち、材料費については、別に定める主要資材単価表を標準とすること。</p> <p>直接工事費のうち、労務費については別に定める職種別賃金日額表及び工事設計歩掛表の標準単価を標準とすること。</p> <p>直接工事費のうち、直接経費については、特許使用料、水道光熱電力料（工事施工に直接必要とする分）、機械器具損料の合計額を計上すること。このうち、機械器具損料については、別に定める機械損料表によること。</p> <p>間接工事費のうち、共通仮設費については、工事の施工に必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、準備、跡片付け、整地等に要する費用、機械設備の設置・撤去、用水、電力等の供給施設の設置、撤去及び仮道布設、現場補修等に要する費用、仮設工事、事業損失防止施設、材料置場等の土地の借上げに要する費用及び電力、用水等の基本料金に要する費用、技術管理に要する費用、現場事務所、労務者宿舍及び材料置場等の営繕に要する費用、労務者輸送に関する費用、交通の管理、安全施設等に要する費用並びに環境対策等に要する費用をいう。</p> <p>なお、共通仮設費は、毎年度、厚生労働省健康局長通知で示す「水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表」（以下「歩掛表」という。）に定める工種区分にしたがって、所定の率計算によって得られた額に積上げ計算による額を加算して算出するものとする。また、止むを得ない事由により工事</p>	<p>「本工事費」とは、当該施設の工事を施工するのに直接に要する費用であって、直接工事費、間接工事費及び一般管理費をいう。</p> <p>「直接工事費」とは、工事の施工に直接必要とする材料費、労務費及び直接経費をいう。</p> <p>「間接工事費」とは、直接工事費以外の工事費及び経費であって、共通仮設費及び現場管理費をいう。</p> <p>「共通仮設費」とは、工事の施工に必要な運搬費、準備費、役務費、技術管理費、営繕費、事業損失防止施設費、安全費及び環境対策費に要する費用をいう。</p>

		<p>を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算定すること。</p> <p>現場管理費 現場管理費については、歩掛表に定める工種区分にしたがって、所定の率計算によって得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、止むを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算定すること。</p> <p>一般管理費 一般管理費は、歩掛表に定める工種区分にしたがって、所定の率計算によって得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、止むを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算定すること。</p>	<p>「現場管理費」とは、請負業者が工事を施工するために必要な現場経費であって、労務管理費、地代、家賃、水道光熱費、運賃、消耗品費、通信通搬費その他に要する費用をいう。</p> <p>「一般管理費」とは、請負業者が工事を施工するために必要な一般管理費、利潤等であって、諸給与、福利厚生費、事務用品費、通信運搬費、保険料、租税公課、旅費、その他に要する費用をいう。</p>
2 附帯工事費		<p>附帯工事費は、本工事費の算定基準に準じて算定する。</p>	<p>「附帯工事費」とは、本工事に附帯して施工することが必要な工事に要する費用をいう。</p>
3 用地費及び補償費	<p>用地取得費 用地使用費 補償費</p>	<p>用地費及び補償費については、適正な実支出額とする。</p>	<p>「用地取得費」「用地使用費」とは、工事の施工に必要な最小限度の用地を取得又は貸借に要する費用をいう。「補償費」とは、工事を施工するため取得し、又は貸借した土地に既存する建物、立木その他の物件の除去移転等に伴う損失の補償に要する費用及び水利費用、隧道掘削等に伴う漁業、農業、その他の補償に要する費用（補償金に代え直接施工する補償工事に要する費用を含む。）をいう。</p>
4 調査費		<p>調査費については、適正な実支出額（用地費及び補償費、工事雑費、事務費等に計上すべき費用を除く。）とする。</p>	<p>「調査費」とは、当該施設、管路等の設計及びそれに必要な地形測量、地質調査、土質調査、水質試験、水文調査、管路更新調査並びに工事を実施するために必要な測量試験等に要する費用をいう。</p>
5 機械器具費		<p>機械器具費については、適正な実支出額とする。</p>	<p>「機械器具費」とは、工事を直営で施工する場合に、工事の施工に直接必要な機械器具、車両（乗用車を除く。）、船舶等の購入費、借料、運搬費（船舶保険料を含む。）並び</p>

事務費	6 営繕費	<p>営繕費については、適正な実支出額とする。</p>	<p>に据付、撤去、及び修理、製作に要する費用をいう。</p> <p>なお、事業主体が機械器具等を請負業者に貸与して請負工事を施工させることが特に必要と認められる場合には当該機械器具等に要する費用を計上することができる。</p> <p>「営繕費」とは、工事を直営で施工する場合に必要な現場事務所、見張所、倉庫、仮設宿舍等の新築（購入を含む。）、改築、移転、修繕に要する費用及び借料並びにこれらの建物に係る敷地の買収費及び借料をいう。</p> <p>なお、請負施工に係る大規模工事又は工事現場が遠隔地等により補助事業者が請負工事の施工を監督するための現場事務所、見張所等の設置が特に必要と認められる場合に限り、これらに要する費用及び借料等について適正な実支出額を計上することができる。</p>
	7 工事雑費	<p>工事雑費については、1の本工事費から6の営繕費までの合計に1.5%を乗じて得た額の合計額の範囲内の額とする。</p> <p>事務費については、1の本工事費から6の営繕費までの合計額に、次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、各対応額の率を適用した場合の額が、直近下位の最高額に満たない場合は、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 合計額が1,000万円以下の場合 1000分の45</p> <p>(2) 合計額が1,000万円をこえ</p>	<p>「工事雑費」とは、補助事業者が当該施設の工事等の施工に付随して要する費用であって、工事の現場事務に必要な備品費、消耗品費、貸金、印刷製本費、光熱水料、通信運搬費、雑役務費、連絡旅費及び工程の関係ある職員の給与（退職手当を除く。）並びにこの費目から貸金又は給与が支弁される者に係る補助事業者負担の労働者災害補償保険料等その他に要する費用をいう。</p> <p>「事務費」とは、補助事業者が事業施工のため直接必要な事務に要する費用であって、職員旅費、消耗品費、備品費、通信運搬費、印刷製本費、監督料等の人件費及び物件費をいう。</p> <p>ただし、この事務費には委員会費、協議会費等の間接的に必要と認められる費用及び補助事業者の経常的職員に対する給料、諸手当等は含まれないものとする。</p>

			3,000万円以下の場合 1,000分の25
		(3)	合計額が3,000万円をこえ30,000万円以下の場合 1,000分の20
		(4)	合計額が30,000万円をこえ50,000万円以下の場合 1,000分の15
		(5)	合計額が50,000万円をこえる場合 1,000分の10

別紙様式1
(交付申請様式)

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

市長 ㊟

平成 年度地域自主戦略交付金(〇〇〇事業)の交付申請について

標記の交付金を次のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1. 交付金申請額 金 円也
(内 消費税及び地方消費税相当額 円也)

2. 本事業の施行目的(理由)及び効果
(記載上の注意)

簡易水道等施設を整備するに至った経緯及び事業の実施によって期待される効果を記述すること。

3. 事業計画

(1) 水道事業認可年月日及び番号

(2) 給水区域 市 地区

(3) 計画給水人口及び1人1日最大給水量

区 分	計 画 給 水 人 口	1 人 1 日 最 大 給 水 量	1 日 最 大 給 水 量
一 般 住 民	人	ℓ	m ³
学 校			
旅 館			
官 公 署			
病 院			
そ の 他			
計			

注) 計画給水人口欄には、上段()書により給水区域内現在人口を記載すること。

(4) 全体事業計画の概要

4. 施工の方法

(記載上の注意)

事業の施行について、直営、請負の別を記載すること。直営及び請負を併合する場合は各々の事業の内容の概要を記述すること。(例: 請負施行、ただし、資材購入のみは直営とする。)

5. 工事着手年月日及びしゅん工年月日

着 手 平成 年 月 日

しゅん工 平成 年 月 日

- 6. 事業費所要額調書 別紙(1)
- 7. 算定額明細書 別紙(2)
- 8. 財源調書 別紙(3)
- 9. 添付書類

- (1) 歳入歳出予算書の写し
- (2) 設計図面

図面はすべて実施設計とし、図面の作成にあたっては、次の注意事項に従って正確、明瞭な図面を作成すること。

ア. 一般平面図面（任意縮尺）

- (ア) 給水区域を明示し、水源の位置、導送水路線、浄水場、配水池、配水管等の位置を記載すること。
- (イ) 交付対象となる主要構造物の位置、形状、寸法及び管路の管種、管径、延長等を記載すること。
- (ウ) 各施設は、それぞれ次によって色分けすること。ただし、構造物等において、全部が交付対象になるものにあつては、特に省略することができる。
 - 当該年度交付対象事業・・・・・・・・・・赤色
 - 当該年度単独事業・・・・・・・・・・緑色
 - 次年度以降の事業・・・・・・・・・・黄色
 - 前年度からの継続事業で実施済事業分及び既有施設・・・・・・・・黒色

イ. 主要構造物配置平面図（任意縮尺）

水源池、取水場、浄水場、配水池等の主要構造物の配置、周囲の地形、河川等の状況を示すとともに、主要な土木建築構造物の形状、寸法等の主要諸元を記入すること。（ただし、当該年度施工主要構造物に限る。）

- (3) その他必要な参考資料
(記載上の注意)

追加交付（一部取消し）及び事業計画変更申請書の場合には、特に様式を定めるものを除き、変更部分についてのみ変更前を上段に（ ）書きで記載すること。

なお、図面等については、変更する部分についてのみ添付すること。

別紙(1)
事業費所要額調書

(単位：円)

種 目	a	総事業費 b	収入額 c	単 独 事業費 d	差引額 (b-c又はb-dのい れか少ない方の額) e	算定額 f	交 付 基本額 g	交 付 金 所 要 額 h	仕入りに係 る消費税等 相 当 額 i	要 交 付 金 j(h-i)			
工 事 費	変更前							/	/	/			
	変更後												
用地費及び補償費	変更前												
	変更後												
調 査 費	変更前												
	変更後												
事 務 費	変更前												
	変更後												
そ の 他	変更前												
	変更後												
合 計	変更前												
	変更後												

(記載上の注意)

- 「総事業費」欄には、本年度事業費(単独事業費を含む。)を記入すること。
- 「収入額」欄には、本事業に伴う収入額を記入すること。ただし、拡張等により既存施設の不用残材が生ずる場合は、評価委員会等により評価された額を記入すること。
- 「工事費」の欄には、「用地費及び補償費」及び「調査費」を除いた額を記入すること。
- 「単独事業費」欄のうち、種目「工事費」欄には、配分された経費の関係上、配水管、ポンプ等の施設の一部を交付対象事業から完全に分離して単独事業とした場合の経費を記入すること。
種目「その他」欄には本交付要綱第3に定める交付対象事業以外の経費を記入すること。
- 「差引額」欄には、「総事業費」から「収入額」及び「単独事業費」のいずれか額の大きいものを差し引いた額を記入すること。
- 「算定額」欄には、種目別に別紙(2)の算定額により記入すること。
- 「交付基本額」欄には、種目別に「差引額」又は「算定額」とを比較して、いずれか少ない額を記入すること。
- 「交付金所要額」欄には、「交付基本額の合計」に交付要綱別表第4に定める補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満は切り捨てること。
- 「仕入りに係る消費税等相当額」欄には、当該交付金に係る仕入りに係る消費税相当額が明らかな場合については、その額を記入すること。また、当該交付金に係る仕入りに係る消費税等相当額がない場合には「該当なし」と、明らかでない場合には「未確定」と記入すること。
- 「要交付金」欄には、当該交付金に係る仕入りに係る消費税等相当額が明らかな場合については「交付金所要額」から「仕入りに係る消費税等相当額」を差し引いた額を記入すること。ただし、当該交付金にかかる仕入りに係る消費税等相当額がない場合及び明らかでない場合には「交付金所要額」を記入すること。

(算定額明細記載上の注意)

- 1 「全体事業計画内容」欄には、本事業の全体計画(交付対象事業及び単独事業の全てを含めた総事業計画)を記入すること。なお、算定に当たっては、実施設計額を計上すること。
- 2 「交付対象予定事業」欄には、上記全体事業より単独事業を除いた交付対象事業につき交付要綱に定める算定基準により算定された額を記入すること。
また、「共通仮設経費」、「現場管理費」、「一般管理費等」、「工事雑費」及び「事務費」等欄には、交付要綱別表5「算定方法」欄に定める算定方法により得た額の範囲内の額を記入すること。
- 3 「当該年度予定事業」欄には、当該年度において実施する事業を、交付対象事業分と単独事業分とに区分して記入すること。
(1)「交付対象事業」欄には、2項の「交付対象予定事業」の範囲内で当該年度に実施する交付対象事業とする。
(2)「単独事業」欄には、当該年度交付対象事業と併行して実施する単独事業(交付要綱第3に定める交付対象事業以外の事業及び配分された交付金の関係上、例えば配水管、ポンプ等の施設の一部を交付対象事業より完全に分離して単独事業としたもの。)を記入すること。
- 4 「前年度迄実施済事業」、「翌年度以降予定事業」欄には、当該事業が2カ年以上にわたるものについてのみ実施済事業分及び残事業分を記入すること。従って、単年度にて工事完了するものは本欄の記入を要しない。

(放射線量の確認を行うための分析機器整備事業の場合)

- 1 施設名称
- 2 所在地
- 3 事業費内訳

品名	規格	単位	数量	単価	金額		備考
					交付対象事業費(円)	交付対象外事業費(円)	

別紙様式 2

平成 年度地域自主戦略交付金（〇〇〇事業）事業状況報告書

交付要綱第7の(2)工期の変更等及び
第7の(3)事業の中止又は廃止の記載例

番 号 年 月 日

市長 ㊟

(a) 交付対象事業名					(b) 事業名						
〇〇地区簡易水道新設事業					交付基本額	交付率	交付額				
					円	1/3	円				
(c) 事業着手年月日	(d) 交付金指令済額	(e) 交付金受入調書			(f) 交付額繰越(不用)予定額						
平成 年 月 日	(イ) 円	受入済額	受入予定額	計	(イ) - (ロ) 円						
		円	円	(ロ) 円							
(g) 3月31日まで事業費支払確定予定額の算出基礎					(h) 事業費繰越(不用)予定額		(i) 事業しゅん工予定年月日				
(ハ) 事業費支出義務確定額			(ニ) 事業費	(ホ) 3月31日まで事業費支払確定予定額(ハ)+(ニ)	事業費繰越(不用)予定額		事業しゅん工予定年月日				
支出済額	支払義務額	計	支払予定額	円							
円	円	円	円	円	円		平成 年 月 日				
(j) 事業費支払確定予算額及び事業繰越予定額内訳											
交付対象事業内容							事業費支払確定予定額		事業費翌年度繰越予定額又は不用予定額		備考
種別	工種	品種	形状寸法	数量	単位	金額	数量	金額	数量	金額	
水源	さく井	鉄管	深 100m φ 10寸	1	本	円		円		円	
"	取水ポンプ室	ポンプ共	5 HP 木造平屋	2	坪						
浄水送水	減菌室 ポンプ井	減菌機共 鉄筋コンクリート造り	木造平屋 15㎡	1.5 1	" 井						
"	送水ポンプ室	ポンプ共	5 HP 木造平屋	2 3	合坪						
"	"	電気設備		1	式						
配水	送水池 配水池	C. I. P 鉄筋コンクリート造り	φ 100% 100㎡	100 1	米 池						
"	配水管	C. I. P	φ 150	100	米						
"	"	"	φ 100	200							
"	"	"	φ 75	1,000							
"	"	鋼管	φ 50	1,000							
"	"	"	φ 25	500							
附帯雑費	小計										
	合計										
繰越又は不用となった理由											
その他参考事項		交付基本額算出方式									

- 注1. 交付金受入調書中受入予定額とは、3月31日まで事業費支払確定予定額に相当する補助額より、受入済額を控除した残額をいう。
2. 事業費支払義務確定額(ハ)とは、交付対象事業が既に完成された分(法律上の給付行為)に対する事業費の支出済額及び支払義務額(現在までの支払義務確定額)をいう。
3. 事業支払予定額(ニ)とは、交付対象事業の未完成部分について3月31日までに完成の見込みのある事業に要する費用をいう。
4. 事業費支払確定予定額(ホ)とは、(ハ)欄計及び(ニ)の合計額をいう。
5. 事業費繰越(不用)予定額(h)とは、交付基本額より3月31日までの事業費支払予定額を減じた額である。
6. 事業中止又は廃止したときは、「繰越不用となった理由」欄を「中止又は廃止となった理由」と読み替える。